

病院における手工具を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	労 働 者 規 模
1	9～ 10	冷凍力ボチャを包丁で切り刻む作業を行っていた際に、包丁が滑って左親指を誤って切ってしまった。	37	100 ～ 299
3	8～9	当院栄養部の下処理室にて野菜の切り込み作業中、包丁の刃が滑り、左手人差し指の爪、皮フを欠損した。	53	100 ～ 299
4	9～ 10	院内健康診断受診に係る採血室での採血にて、血管が出にくい為、手首近く（甲側）に針を刺し、採血をする。採血後、採血部位に痛み及び痺れが生じる。数日が経過するが、痛み及び痺れが取れず、蛇口を回せない等、日常生活に支障をきたしている。	53	500 ～ 999
5	16～ 17	病院調理室にて重さ10kgの業務用まな板を手で持って運搬中、手を滑らして左足第3指と第4指の付け根付近に落とし、左足に激しい痛みを感じた。	52	300 ～ 499
5	11～ 12	病院構内の樹木の剪定作業をしていた際、長く伸びた枝があったので鋸を使って切っていたところ、切っていた溝から誤って刃が飛びはね、左手の親指に当たり受傷した。	61	10 ～ 29
6	9～ 10	厨房内で仕込み中にネギを切っていた際、誤って左親指の第一から第二関節にかけて包丁で切ってしまった。	56	100 ～ 299
		幅約4m～5m、水深約30cmの川沿いで、樹高約4m・根元径（切口）8cm～10cm		

7	12~13	の雑木（柳）を伐採したところ、木が根元からしなっており、伐った拍子にチェーンソーのバーに木が乗り木の重さとしなっている反動で、根元付近についていた左足に向かってチェーンソーが押し戻され、チェーンが回っている状態で左足の甲から足首付近に接触してしまった。	43	100 ～ 299
7	13~14	下処理室で翌日に使うかぼちゃを切っている時、包丁で指を切った。	52	100 ～ 299
7	8~9	厨房内にて昼食の準備で小松菜を切っている際に、誤って刃渡り15cmぐらいの包丁で左手人差し指の第2関節と付け根の間を腱まで深く切った。出血が酷かったが、止血をし手袋をつけて作業を続けた。	24	100 ～ 299
7	11~12	調理場で野菜を切っていたとき、包丁で右手人差し指を負傷した。傷口が深く、出血が止まらないため病院を受診し、6針縫合した。	48	30 ～ 49
9	11~12	病院内厨房において、患者の昼食を用意するため、食材を切り分ける業務を行っていた。その際、包丁で左手人差し指を切傷したものである。	53	300 ～ 499
11	13~14	厨房内において、キャベツの千切りをしていた際、誤って左手人差し指を裂傷負傷した。	24	100 ～ 299
12	10~11	社内の栄養課調理下処理室にて、野菜の切り込み作業をしていた際に、誤って包丁で左手親指を切ってしまった。	19	30 ～ 49

出典： https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html